平成31年３月29日
（金曜日）

北海道教育委員会公報

第6223号

目　　次

教育委員会規則
○北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則……６
○教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則……７
○災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則……56
○北海道立美術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則……56
○北海道立文学館利用規則の一部を改正する教育委員会規則……64
○北海道立釧路芸術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則……64
教育長訓令
○教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令……64
○所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令……64
○免許状事務処理規程の一部を改正する教育長訓令……65
○道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令……71

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第１号）

１　趣旨

北海道職員の給与に関する条例の一部改正により、北海道教育庁に置かれる指導主事である職員に教育職給料表を適用することとされたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容

本庁に置かれる課長、参事及び担当課長の職を占めるべき職員に指導主事を加えることとした（第34条関係）。

３　施行期日

この教育委員会規則は、平成31年４月１日から施行することとした。

◆教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第２号）

１　趣旨

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の一部改正により、免許状の授与を受けるために必要な修得単位の科目の区分が大括り化されたことに伴い、所要の規程の整備を行うため、この教育委員会規則を制定しようとすることとした。

２　内容

(1) 上級の免許状及び他の学校種の免許状の授与を受けようとする場合の修得単位等を定める規定について、科目区分、単位数等を改めることとした（第１条、第３条から第５条の２まで、附則第６項、附則第７項、別表第１から別表第２の２まで関係）。

(2) 様式から「平成」を削ることとした（別記様式関係）。

(3) その他規定の整備を行うこととした。

３　施行期日等

(1) この教育委員会規則は、平成31年４月１日から施行することとした。

(2) 従前の用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができることとした。

◆災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第３号）

１　趣旨

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の改正に伴い、独立行政法人日本スポーツ振興センターと北海道教育委員会との災害共済給付契約に関わって保護者から徴収する共済掛金の額の改定を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容

次の区分に係る保護者から徴収する生徒１人当たりの共済掛金の額を1,930円とすることとした（第２条関係）。

(1) 道立特別支援学校の高等部の生徒

(2) 道立高等学校の全日制の課程の生徒

(3) 道立中等教育学校の後期課程の生徒

３　施行期日
この教育委員会規則は、別に教育委員会告示で定める日から施行することとした。

◆北海道立美術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第４号）

１　趣旨
道立美術館の観覧料等の額の改定に鑑み、施設の利用に当たっての承認の基準を改めるとともに、様式の改正など規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容
(1) 美術等に関する催しを行うため道立美術館の施設を利用しようとする者に対し、館長が施設の利用を承認する場合における美術等に関する催しの料金の基準額を改めることとした（第10条関係）。
(2) 様式から「平成」を削ることとした（別記様式関係）。
(3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

３　施行期日等
(1) この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。ただし、美術等に関する催しの料金の基準額に係る改正規定は、平成31年10月１日から施行することとした。
(2) 従前の用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができることとした。

◆北海道立文学館利用規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第５号）

１　趣旨
道立博物館の利用料金の上限額の改定に鑑み、施設の利用に当たっての承認の基準を改めるとともに、様式の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容
(1) 文学に関する催しを行うため北海道立文学館の施設を利用しようとする者に対し、指定管理者が施設の利用を承認する場合における文学に関する催しの料金の基準額を改めることとした（第９条関係）。
(2) 様式から「平成」を削ることとした（別記様式関係）。

３　施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。ただし、文学に関する催しの料金の基準額に係る改正規定は、平成31年10月１日から施行することとした。

◆北海道立釧路芸術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第６号）

１　趣旨
道立博物館の利用料金の上限額の改定に鑑み、施設の利用に当たっての承認の基準を改めるとともに、様式の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容
(1) 美術等の芸術に関する催しを行うため北海道立釧路芸術館の施設を利用しようとする者に対し、指定管理者が施設の利用を承認する場合における、美術等の芸術に関する催しの料金の基準額を改めることとした（第９条関係）。
(2) 様式から「平成」を削ることとした（別記様式関係）。

３　施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。ただし、美術等の芸術に関する催しの料金の基準額に係る改正規定は、平成31年10月１日から施行することとした。

教 育 委 員 会 規 則

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成31年３月29日

北海道教育委員会教育長　佐　藤　嘉　大

北海道教育委員会規則第１号

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

「

第34条第１項第１号の表中

課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員

参事	上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員

「

を

課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員指導主事
参事	上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員指導主事

」

に、「

担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。

「

担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。

を

事務職員指導主事	上司の命を受け、課の主管に属定の事務に従事するとと関係事務を整理する。

」

に改める。

」

附　則

この教育委員会規則は、平成31年４月１日から施行する。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成31年３月29日

北海道教育委員会教育長　佐　藤　嘉　大

北海道教育委員会規則第２号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

教育職員免許法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第１条第１号の表を次のように改める。

第１欄		第２欄					第３欄
受けようとする免許状の種類	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
幼稚園教諭１種免許状	4 5	2 1		10 8		6 6	20 15
小学校教諭１種免許状	4 5		2 1		11 9	5 5	20 15
中学校教諭１種免許状	4 5		5 4		8 7	4 4	20 15
高等学校教諭１	4		4		6	7	20

種免許状		5		3		5	7	15

第１条第２号の表を次のように改める。

第１欄			第２欄					第３欄
受けようとする免許状の種類		在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
幼稚園教諭	１種免許状	6	4		18		6	40
		7	3		16		6	35
		8	3		14		6	30
		9	2		12		6	25
		10	2		10		6	20
		11	1		8		6	15
	２種免許状	7	4		27			40
		8	4		24			35
		9	4		21			30
		10	4		18			25
		11	3		15			20
		12	3		12			15
小学校教諭	１種免許状	6		4		19	5	40
		7		3		17	5	35
		8		3		15	5	30
		9		2		13	5	25
		10		2		11	5	20
		11		1		9	5	15
	２種免許状	7		3		26	2	40
		8		3		23	2	35
		9		3		20	2	30
		10		3		17	2	25
		11		2		14	2	20
		12		2		11	2	15
中学校教諭	１種免許状	6		9		15	4	40
		7		8		13	4	35
		8		7		12	4	30
		9		6		10	4	25
		10		5		8	4	20
		11		4		7	4	15
	２種免許状	7		9		18	4	40
		8		8		16	4	35
		9		7		14	4	30
		10		6		12	4	25
		11		5		10	3	20
		12		4		8	3	15
高等学校教諭	１種免許状	6		9		11	8	40
		7		7		10	8	35
		8		6		9	8	30
		9		5		7	8	25
		10		4		6	7	20
		11		3		5	7	15

第３条の表を次のように改める。

第１欄	第２欄	第３欄

受けようとする免許状の種類		在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
養護教諭	１種免許状	4 5	7 6	4 3	2 1	15 10
	２種免許状	7 8 9 10	12 10 8 6	7 6 5 3	2 2 2 1	25 20 15 10

第３条の２の表を次のように改める。

第１欄	第２欄			第３欄
在職年数	管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第２号)別表第１に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
4 5 6 7 8 9	27 22 17 12 10 5	2 2 2 2 2 2	6 6 6 6 3 3	35 30 25 20 15 10

備考
１　管理栄養士学校指定規則別表第１に掲げる教育内容に係る科目の修得方法は、専門分野及び専門基礎分野から選択して修得するものとする。
２　栄養に係る教育に関する科目の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに職に関する指導の方法に関する事項を含む科目から選択して修得するものとする。

第３条の３中「を含めて第３欄に掲げる単位」を削り、同条の表を次のように改める。

第１欄			第２欄							
受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	最低修得単位数							
			教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				大学が独自に設定する科目
						道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
幼稚園教諭２種免許状	小学校教諭普通免許状	1		3						
小学校教諭２種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1 2			7 5	1 1	2 1			
	中学校教諭普	1 2			7 5		2 1			

	通免許状							
中学校教諭２種免許状	小学校教諭普通免許状	1 2 3	7 5 5		2 1 1		2 2 1	
	高等学校教諭普通免許状	1 2			1 1	1 1	1 1	3 2
高等学校教諭１種免許状	中学校教諭普通免許状（２種免許状を除く。）	1 2			1 1		2 1	6 4

備考
1　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、施行規則第４条及び第５条に定める修得方法の例にならうものとする。
2　小学校教諭２種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、最低在職年数に加える在職年数が１年の場合は４教科以上、２年の場合は３教科以上履修するものとする。ただし、幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。

第４条中「附則第10項及び附則第31項」を「附則第11項及び第13項」に、「第６条」を「第５条」に改める。

第５条中「及び第10条」を削る。

第５条の２中「第10条の４」を「第10条」に改める。

第７条第３号中「第６条第１項」を「第２条第１項」に、「第10号」を「第４条第１項の表の備考第８号」に、「第10条の表の備考第２号」を「第９条の表の備考第３号」に改める。

第36条中「附則第12項」を「附則第11項」に改める。

附則第６項の表を次のように改める。

第１欄	第２欄			第３欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
11	18	24	15	85
12	17	23	14	80
13	16	22	13	75
14	15	20	13	70
15	14	18	13	65
16	13	16	11	60
17	12	15	11	55
18	11	14	10	50
19	10	12	8	45
20	9	11	8	40
21	7	10	8	35
22	6	9	8	30
23	5	7	8	25
24	4	6	7	20
25	3	5	7	15

附則第７項各号列記以外の部分中「附則第31項及び第32項」を「附則第38項及び第39項」に改め、同項第１号の表を次のように改める。

第１欄	第２欄			第３欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
5	9	11	8	40
6	7	10	8	35
7	6	9	8	30
8	5	7	8	25
9	4	6	7	20
10	3	5	7	15

附則第７項第２号の表を次のように改める。

第１欄	第２欄			第３欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
7	12	15	11	55
8	11	14	10	50
9	10	12	8	45
10	9	11	8	40
11	7	10	8	35
12	6	9	8	30
13	5	7	8	25
14	4	6	7	20
15	3	5	7	15

附則第10項中「附則第13項又は附則第29項」を「附則第17項又は第34項」に、「教諭仮免許状所要資格取得証明願（別記第14号様式）に第８条各号に掲げる書類（第６号に掲げる書類のうち、現職証明書を除く。）を添えて」を「第８条第１項各号に掲げる書類を添えて書面で」に改める。

附則第11項中「教諭仮免許状所要資格取得証明書（別記第15号様式）」を「所要資格を取得した旨の証明書」に改める。

附則第15項中「附則第19項」を「附則第18項」に改める。

附則第16項中「附則第30項」を「附則第37項」に改める。

別表第１から別表第２の２までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

１　領域に関する専門的事項に関する科目

幼稚園

科目 免許状の種類 最低修得単位数	自由選択科目	
	幼１	幼２
5		5
4	4	4
3	3	3
2	2	2
1	1	1

備考

１　免許状の種類の項の「幼１」は幼稚園教諭１種免許状を、「幼２」は幼稚園教諭２種免許状を示すものとする。

２　自由選択科目の単位は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち１以上の科目について修得するものとする。

２　教科に関する専門的事項に関する科目

(1)　小学校

科目 免許状の種類 最低修得単位数	自由選択科目	
	小１	小２
4	4	4
3	3	3
2	2	2
1	1	1

備考

１　免許状の種類の項の「小１」は小学校教諭１種免許状を、「小２」は小学校教諭２種免許状を示すものとする。

２　自自由選択科目の単位は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち１以上の科目について修得するものとする。

(2)　中学校

ア　国語

科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）		国文学（国文学史を含む。）		漢文学		書道（書写を中心とする。）		自由選択科目	
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6
9	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
8	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
7	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
6	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1		

3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0		

備考

1　免許状の種類の項の「中１」は中学校教諭１種免許状を、「中２」は中学校教諭２種免許状を示すものとする。以下イからセまでの表において同じ。

2　自由選択科目の単位は、この欄に掲げる教科に関する科目から選択して修得するものとする。以下イからセまでの表において同じ。

イ　社会

科目	日本史・外国史		地理学（地誌を含む。）		「法律学、政治学」		「社会学、経済学」		「哲学、倫理学、宗教学」		自由選択科目	
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0		
3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0		

ウ　数学

科目	代数学		幾何学		解析学		「確率論、統計学」		コンピュータ		自由選択科目	
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0		
3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0		

エ　理科

科目	物理学		物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		化学		化学実験（コンピュータ活用を含む。）	
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1

8	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1又は0	1又は0	1	1	1又は0	1又は0
6	1	1	1又は0	1又は0	1	1	1又は0	1又は0
5	1	1	1又は0	1又は0	1	1	1又は0	1又は0
4	1	1			1	1		
3	1又は0	1又は0			1又は0	1又は0		

生物学		生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		地学		地学実験（コンピュータ活用を含む。）		自由選択科目	
中1	中2	中1	中2	中1	中2	中1	中2	中1	中2
1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1		
1	1	1又は0	1又は0	1	1	1又は0	1又は0		
1	1	1又は0	1又は0	1	1	1又は0	1又は0		
1	1	1又は0	1又は0	1	1	1又は0	1又は0		
1	1			1	1				
1又は0	1又は0			1又は0	1又は0				

オ　音楽

科目	ソルフェージュ		声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）		器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）		指揮法		音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		自由選択科目	
免許状の種類 最低修得単位数	中1	中2	中1	中2	中1	中2	中1	中2	中1	中2	中1	中2
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0		
3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0		

カ　美術

科目	絵画（映像メディア表現を含む。）	彫刻	デザイン（映像メディア表現を	工芸	美術理論・美術史（鑑賞並びに日	自由選択科目

					含む。）				本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）			
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0		
3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0		

キ　保健体育

科目	体育実技		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）		生理学（運動生理学を含む。）		衛生学・公衆衛生学		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		自由選択科目	
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0		
3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0		

ク　保健

科目	生理学・栄養学		衛生学・公衆衛生学		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		自由選択科目	
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	1	1	7	7

9	1	1	1	1	1	1	6	6
8	1	1	1	1	1	1	5	5
7	1	1	1	1	1	1	4	4
6	1	1	1	1	1	1	3	3
5	1	1	1	1	1	1	2	2
4	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1		

ケ　技術

科目	木材加工（製図及び実習を含む。）		金属加工（製図及び実習を含む。）		機械（実習を含む。）		電気（実習を含む。）		栽培（実習を含む。）		情報とコンピュータ（実習を含む。）		自由選択科目	
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
5	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０		
4	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０		
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０		

コ　家庭

科目	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）		被服学（被服製作実習を含む。）		食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）		住居学		保育学（実習を含む。）		自由選択科目	
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０		
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０		

サ　職業

科目	産業概説	職業指導	「農業、工業、商業、水産」	「農業実習、工業実習、商業実習、水産	自由選択科目

							実習、商船実習」			
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	4	4	1	1	3	3
9	1	1	1	1	4	4	1	1	2	2
8	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1
7	1	1	1	1	4	4	1	1		
6	1	1	1	1	3	3	1	1		
5	1	1	1	1	2	2	1	1		
4	1	1	1	1	1	1	1	1		
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０		

備考　「農業、工業、商業、水産」の単位の修得方法は、これらの科目のうち２以上の科目（商船をもって水産に替えることができる。）についてそれぞれ２単位以上を修得するものとする。ただし、３単位以下の場合にあっては、この限りではないものとする。

シ　職業指導

科目	職業指導		職業指導の技術		職業指導の運営管理		自由選択科目	
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	1	1	7	7
9	1	1	1	1	1	1	6	6
8	1	1	1	1	1	1	5	5
7	1	1	1	1	1	1	4	4
6	1	1	1	1	1	1	3	3
5	1	1	1	1	1	1	2	2
4	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1		

ス　英語

科目	英語学		英語文学		英語コミュニケーション		異文化理解		自由選択科目	
免許状の種類 最低修得単位数	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２
10	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6
9	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
8	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
7	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
6	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1		
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０		

セ　宗教

科目	宗教学		宗教史		「教理学、哲学」		自由選択科目	
免許状の種類	中１	中２	中１	中２	中１	中２	中１	中２

最低修得単位数								
10	1	1	1	1	1	1	7	7
9	1	1	1	1	1	1	6	6
8	1	1	1	1	1	1	5	5
7	1	1	1	1	1	1	4	4
6	1	1	1	1	1	1	3	3
5	1	1	1	1	1	1	2	2
4	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1		

(3) 高等学校

ア　国語

科目 最低修得単位数	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	国文学（国文学史を含む。）	漢文学	自由選択科目
20	1	1	1	17
18	1	1	1	15
17	1	1	1	14
16	1	1	1	13
15	1	1	1	12
14	1	1	1	11
13	1	1	1	10
12	1	1	1	9
11	1	1	1	8
10	1	1	1	7
9	1	1	1	6
7	1	1	1	4
6	1	1	1	3
5	1	1	1	2
4	1	1	1	1
3	1	1	1	

備考　自由選択科目の単位は、この欄に掲げる教科に関する科目から選択して修得するものとする。以下イからヌまでの表において同じ。

イ　地理歴史

科目 最低修得単位数	日本史	外国史	人文地理学・自然地理学	地誌	自由選択科目
20	1	1	1	1	16
18	1	1	1	1	14
17	1	1	1	1	13
16	1	1	1	1	12
15	1	1	1	1	11
14	1	1	1	1	10
13	1	1	1	1	9
12	1	1	1	1	8
11	1	1	1	1	7
10	1	1	1	1	6
9	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	3
6	1	1	1	1	2

5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	
3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	

ウ　公民

科目 最低修得単位数	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	自由選択科目
20	1	1	1	17
18	1	1	1	15
17	1	1	1	14
16	1	1	1	13
15	1	1	1	12
14	1	1	1	11
13	1	1	1	10
12	1	1	1	9
11	1	1	1	8
10	1	1	1	7
9	1	1	1	6
7	1	1	1	4
6	1	1	1	3
5	1	1	1	2
4	1	1	1	1
3	1	1	1	

エ　数学

科目 最低修得単位数	代数学	幾何学	解析学	「確率論、統計学」	コンピュータ	自由選択科目
20	1	1	1	1	1	15
18	1	1	1	1	1	13
17	1	1	1	1	1	12
16	1	1	1	1	1	11
15	1	1	1	1	1	10
14	1	1	1	1	1	9
13	1	1	1	1	1	8
12	1	1	1	1	1	7
11	1	1	1	1	1	6
10	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	4
7	1	1	1	1	1	2
6	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	
4	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	
3	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	1又は0	

オ　理科

科目	物理学	化学	生物学	地学	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実	自由選択科目

最低修得単位数					験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	
20	1	1	1	1	1	15
18	1	1	1	1	1	13
17	1	1	1	1	1	12
16	1	1	1	1	1	11
15	1	1	1	1	1	10
14	1	1	1	1	1	9
13	1	1	1	1	1	8
12	1	1	1	1	1	7
11	1	1	1	1	1	6
10	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	4
7	1	1	1	1	1	2
6	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	
4	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	

カ　音楽

科目 最低修得単位数	ソルフェージュ	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	指揮法	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	自由選択科目
20	1	1	1	1	1	15
18	1	1	1	1	1	13
17	1	1	1	1	1	12
16	1	1	1	1	1	11
15	1	1	1	1	1	10
14	1	1	1	1	1	9
13	1	1	1	1	1	8
12	1	1	1	1	1	7
11	1	1	1	1	1	6
10	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	4
7	1	1	1	1	1	2
6	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	
4	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	

キ　美術

科目 最低修得単位数	絵画（映像メディア表現を含む。）	彫刻	デザイン（映像メディア表現を含む。）	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	自由選択科目
20	1	1	1	1	16

18	1	1	1	1	14
17	1	1	1	1	13
16	1	1	1	1	12
15	1	1	1	1	11
14	1	1	1	1	10
13	1	1	1	1	9
12	1	1	1	1	8
11	1	1	1	1	7
10	1	1	1	1	6
9	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	3
6	1	1	1	1	2
5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	

ク　工芸

科目 最低修得単位数	図法・製図	デザイン	工芸製作（プロダクト制作を含む。）	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	自由選択科目
20	1	1	1	1	16
18	1	1	1	1	14
17	1	1	1	1	13
16	1	1	1	1	12
15	1	1	1	1	11
14	1	1	1	1	10
13	1	1	1	1	9
12	1	1	1	1	8
11	1	1	1	1	7
10	1	1	1	1	6
9	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	3
6	1	1	1	1	2
5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	

ケ　書道

科目 最低修得単位数	書道（書写を含む。）	書道史	「書論、鑑賞」	「国文学、漢文学」	自由選択科目
20	1	1	1	1	16
18	1	1	1	1	14
17	1	1	1	1	13
16	1	1	1	1	12
15	1	1	1	1	11
14	1	1	1	1	10
13	1	1	1	1	9
12	1	1	1	1	8

11	1	1	1	1	7
10	1	1	1	1	6
9	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	3
6	1	1	1	1	2
5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	

コ　保健体育

科目 最低修得単位数	体育実技	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	生理学（運動生理学を含む。）	衛生学・公衆衛生学	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	自由選択科目
20	1	1	1	1	1	15
18	1	1	1	1	1	13
17	1	1	1	1	1	12
16	1	1	1	1	1	11
15	1	1	1	1	1	10
14	1	1	1	1	1	9
13	1	1	1	1	1	8
12	1	1	1	1	1	7
11	1	1	1	1	1	6
10	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	4
7	1	1	1	1	1	2
6	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	
4	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	

サ　保健

科目 最低修得単位数	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	衛生学・公衆衛生学	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	自由選択科目
20	1	1	1	17
18	1	1	1	15
17	1	1	1	14
16	1	1	1	13
15	1	1	1	12
14	1	1	1	11
13	1	1	1	10
12	1	1	1	9
11	1	1	1	8
10	1	1	1	7
9	1	1	1	6
7	1	1	1	4

6	1	1	1	3
5	1	1	1	2
4	1	1	1	1
3	1	1	1	

シ　看護

科目 最低修得単位数	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）	看護実習	自由選択科目
20	1	1	1	17
18	1	1	1	15
17	1	1	1	14
16	1	1	1	13
15	1	1	1	12
14	1	1	1	11
13	1	1	1	10
12	1	1	1	9
11	1	1	1	8
10	1	1	1	7
9	1	1	1	6
7	1	1	1	4
6	1	1	1	3
5	1	1	1	2
4	1	1	1	1
3	1	1	1	

ス　家庭

科目 最低修得単位数	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	被服学（被服製作実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	住居学（製図を含む。）	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	家庭電気・家庭機械・情報処理	自由選択科目
20	1	1	1	1	1	1	14
18	1	1	1	1	1	1	12
17	1	1	1	1	1	1	11
16	1	1	1	1	1	1	10
15	1	1	1	1	1	1	9
14	1	1	1	1	1	1	8
13	1	1	1	1	1	1	7
12	1	1	1	1	1	1	6
11	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	1	3
7	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	
5	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	
4	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	

セ　情報

科目 最低修得単位数	情報社会・情報倫理	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	情報システム（実習を含む。）	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	情報と職業	自由選択科目
20	1	1	1	1	1	1	14
18	1	1	1	1	1	1	12
17	1	1	1	1	1	1	11
16	1	1	1	1	1	1	10
15	1	1	1	1	1	1	9
14	1	1	1	1	1	1	8
13	1	1	1	1	1	1	7
12	1	1	1	1	1	1	6
11	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	1	3
7	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	
5	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	
4	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	

ソ　農業

科目 最低修得単位数	農業の関係科目	職業指導	自由選択科目
20	1	1	18
18	1	1	16
17	1	1	15
16	1	1	14
15	1	1	13
14	1	1	12
13	1	1	11
12	1	1	10
11	1	1	9
10	1	1	8
9	1	1	7
7	1	1	5
6	1	1	4
5	1	1	3
4	1	1	2
3	1	1	1

タ　工業

科目 最低修得単位数	工業の関係科目	職業指導	自由選択科目
20	1	1	18
18	1	1	16
17	1	1	15
16	1	1	14

15	1	1	13
14	1	1	12
13	1	1	11
12	1	1	10
11	1	1	9
10	1	1	8
9	1	1	7
7	1	1	5
6	1	1	4
5	1	1	3
4	1	1	2
3	1	1	1

チ　商業

科目 最低修得単位数	商業の関係科目	職業指導	自由選択科目
20	1	1	18
18	1	1	16
17	1	1	15
16	1	1	14
15	1	1	13
14	1	1	12
13	1	1	11
12	1	1	10
11	1	1	9
10	1	1	8
9	1	1	7
7	1	1	5
6	1	1	4
5	1	1	3
4	1	1	2
3	1	1	1

ツ　水産

科目 最低修得単位数	水産の関係科目	職業指導	自由選択科目
20	1	1	18
18	1	1	16
17	1	1	15
16	1	1	14
15	1	1	13
14	1	1	12
13	1	1	11
12	1	1	10
11	1	1	9
10	1	1	8
9	1	1	7
7	1	1	5
6	1	1	4
5	1	1	3
4	1	1	2

3	1	1	1

テ　福祉

科目 最低修得単位数	社会福祉学（職業指導を含む。）	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	社会福祉援助技術	介護理論・介護技術	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	加齢に関する理解・障害に関する理解	自由選択科目
20	1	1	1	1	1	1	1	13
18	1	1	1	1	1	1	1	11
17	1	1	1	1	1	1	1	10
16	1	1	1	1	1	1	1	9
15	1	1	1	1	1	1	1	8
14	1	1	1	1	1	1	1	7
13	1	1	1	1	1	1	1	6
12	1	1	1	1	1	1	1	5
11	1	1	1	1	1	1	1	4
10	1	1	1	1	1	1	1	3
9	1	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	1	
6	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	
5	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	
4	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	

ト　商船

科目 最低修得単位数	商船の関係科目	職業指導	自由選択科目
20	1	1	18
18	1	1	16
17	1	1	15
16	1	1	14
15	1	1	13
14	1	1	12
13	1	1	11
12	1	1	10
11	1	1	9
10	1	1	8
9	1	1	7
7	1	1	5
6	1	1	4
5	1	1	3
4	1	1	2
3	1	1	1

ナ　職業指導

科目	職業指導	職業指導の技術	職業指導の運営	自由選択科目

最低修得単位数			管理	
20	1	1	1	17
18	1	1	1	15
17	1	1	1	14
16	1	1	1	13
15	1	1	1	12
14	1	1	1	11
13	1	1	1	10
12	1	1	1	9
11	1	1	1	8
10	1	1	1	7
9	1	1	1	6
7	1	1	1	4
6	1	1	1	3
5	1	1	1	2
4	1	1	1	1
3	1	1	1	

ニ　英語

科目 最低修得単位数	英語学	英語文学	英語コミュニケーション	異文化理解	自由選択科目
20	1	1	1	1	16
18	1	1	1	1	14
17	1	1	1	1	13
16	1	1	1	1	12
15	1	1	1	1	11
14	1	1	1	1	10
13	1	1	1	1	9
12	1	1	1	1	8
11	1	1	1	1	7
10	1	1	1	1	6
9	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	3
6	1	1	1	1	2
5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	
3	１又は０	１又は０	１又は０	１又は０	

ヌ　宗教

科目 最低修得単位数	宗教学	宗教史	「教理学、哲学」	自由選択科目
20	1	1	1	17
18	1	1	1	15
17	1	1	1	14
16	1	1	1	13
15	1	1	1	12
14	1	1	1	11
13	1	1	1	10
12	1	1	1	9
11	1	1	1	8
10	1	1	1	7

9	1	1	1	6
7	1	1	1	4
6	1	1	1	3
5	1	1	1	2
4	1	1	1	1
3	1	1	1	

3　保育内容の指導法に関する科目等

幼稚園

第１欄		第２欄	第３欄	第４欄
免許状の種類	最低修得単位数	保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
幼１	20	10	7	3
	18	8	7	3
	16	8	5	3
	14	6	5	3
	12	6	4	2
	10	5	3	2
	8	4	2	2
	7	3	2	2
幼２	30	16	10	4
	27	14	9	4
	24	13	8	3
	21	11	7	3
	18	10	6	2
	15	8	5	2
	12	7	4	1
	9	5	3	1

備考　免許状の種類の項の「幼１」は幼稚園教諭１種免許状を、「幼２」は幼稚園教諭２種免許状を示すものとする。

4　各教科の指導法に関する科目等

(1)　小学校

第１欄		第２欄	第３欄	第４欄
免許状の種類	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
小１	21	12	5	4
	19	11	4	4
	17	11	3	3
	15	10	3	2
	13	9	2	2
	11	7	2	2
	9	6	2	1
	7	5	1	1
小２	29	15	7	7
	26	14	6	6
	23	13	5	5
	20	12	4	4
	17	10	4	3

	14	8	3	3
	11	7	2	2
	8	5	2	1

備考　免許状の種類の項の「小１」は小学校教諭１種免許状を、「小２」は小学校教諭２種免許状を示すものとする。

(2) 中学校

第１欄		第２欄	第３欄	第４欄
免許状の種類	科目 最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
中１	16	6	5	5
	15	6	4	5
	13	5	4	4
	12	5	3	4
	10	4	3	3
	8	4	2	2
	7	3	2	2
	5	2	1	2
中２	21	6	8	7
	18	5	7	6
	16	5	6	5
	14	4	5	5
	12	4	4	4
	10	3	4	3
	8	2	3	3
	6	2	2	2

備考　免許状の種類の項の「中１」は中学校教諭１種免許状を、「中２」は中学校教諭２種免許状を示すものとする。

(3) 高等学校

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄
科目 最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	自由選択科目
24	4	10	8	2
23	4	10	8	1
22	4	10	8	
20	3	9	8	
18	2	9	7	
16	2	8	6	
15	2	7	6	
14	2	6	6	
12	2	5	5	
11	1	5	5	
10	1	5	4	
9	1	4	4	
7	1	3	3	
6	1	3	2	
5	1	2	2	
4	1	2	1	

3	1	1	1	

別表第２（第５条関係）

１　養護に関する科目

科目 最低修得単位数	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	学校保健	養護概説	栄養学（食品学を含む。）	自由選択科目
14	2	1	1	2	8
12	2	1	1	2	6
10	2	1	1	2	4
8	2	1	1	2	2
7	2	1	1	2	1
6	2	1	1	2	
4	1	1	1	1	

２　養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

第１欄	第２欄	第３欄
科目 最低修得単位数	教育の基礎的理解に関する科目	自由選択科目
8	2	6
7	2	5
6	2	4
5	2	3
4	2	2
3	2	1

備考　自由選択科目の単位は、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等から選択して修得するものとする。

別表第２の２（第５条の２関係）

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

第１欄	第２欄	第３欄
科目 最低修得単位数	教育の基礎理論に関する科目	自由選択科目
6	2	4
3	1	2

備考　自由選択科目の単位は、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等から選択して修得するものとする。

別記第１号様式から別記第19号様式までを次のように改める。

別記第１号様式（第７条関係）

教育職員免許状授与申請書

年　　月　　日

北海道教育委員会　様

（郵便番号）
住　　所
電話番号　　―　　―
（ふりがな）
署名又は
記名押印

次の普通免許状の授与（特別支援教育領域の追加）について、別紙関係書類を添えて申し出ます。

なお、この申出をするに当たり、私は、教育職員免許法第５条第１項の各号のいずれにも該当しないことを宣誓します。

１　免許状の種類

２　教　科　等

３　履歴事項　フリガナ
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
本籍地
年　　齢
学　　歴

	学校名	学部科名	修学期間	在学期間	卒業／修了
1			年　月　日～　年　月　日	年	卒業・修了
2			年　月　日～　年　月　日	年	卒業・修了
3			年　月　日～　年　月　日	年	卒業・修了
4			年　月　日～　年　月　日	年	卒業・修了
5			年　月　日～　年　月　日	年	卒業・修了

４　既取得免許状

免許状の種類	番　号	教科等	授与年月日	授与権者	備　考

記載上の注意

１　「免許状の種類」は、法第４条第２項及び法第４条の２第２項に定めるところにより記入すること。

２　「教科等」は、法第２条第５項の規定による特別支援教育領域、法第４条第５項各号に掲げる教科若しくは第６項各号に掲げる教科若しくは事項、法第４条の２第２項の規定による自立教科等、法第16条の３第１項の規定による教科又は法第16条の４第１項の規定による教科の領域の一部に係る事項を記入すること。

３　「学校名」は、高等学校から最終学歴まで記入すること。ただし、法施行規則第66条の各号のいずれかに該当し、高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有する場合は、その内容を記入すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第２号様式（第８条関係）

教育職員検定及び教育職員免許状授与申請書

年　　月　　日

北海道教育委員会　様

本　　籍
(郵便番号)
住　　所
電話番号　　―　　―
(ふりがな)
署名又は
記名押印
生年月日　　年　　月　　日

教育職員検定により次の免許状の授与（特別支援教育領域の追加）について、別紙関係書類を添えて申し出ます。
なお、この申出をするに当たり、私は、教育職員免許法第５条第１項の各号のいずれにも該当しないことを宣誓します。

１　免許状の種類

２　教　科　等

３　既取得免許状

免許状の種類	番　号	教科等	授与年月日	授与権者	備　考

（添付書類）

記載上の注意
１　「免許状の種類」は、法第４条第２項から第４項まで及び第４条の２第２項に定めるところにより記入すること。
２　「教科等」は、法第２条第５項の規定による特別支援教育領域、法第４条第５項各号に掲げる教科若しくは第６項各号に掲げる教科若しくは事項、法第４条の２第２項の規定による自立教科等、法第16条の３第１項の規定による教科又は法第16条の４第１項の規定による教科の領域の一部に係る事項を記入すること。
３　「(添付書類)」の部分には、添付する書類の目次を記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第３号様式（第８条関係）

人 物 に 関 す る 証 明 書

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。
年　　月　　日

（証明者）　　印

項　　目	所　　見
１　指　導　力	
２　研　究　心	
３　社　会　性	
４　性　　格	
５　長　　所	
６　短　　所	
７　そ　の　他	
８　教育職員としての適格性	

作成上の注意
「(証明者)」の箇所には、証明者の名称を記入すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第４号様式（第８条関係）

身 体 に 関 す る 証 明 書

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。
年　　月　　日

（証明者）　　印

項　　目	状　　況	
視　　力	右　　（　　）	左　　（　　）
眼　　疾		
聴　　力	右	左
結核の有無	無　・　有	
その他の疾病及び異常	無　・　有（疾病名等）	
所　　見		

作成上の注意
１　「視力」欄は、矯正している場合、（　　）内に矯正視力のみを記入する。
２　「結核の有無」欄は、「無・有」のいずれか該当する方を○で囲む。
３　「その他の疾病及び異常」欄は、「無・有」のいずれか該当する方を○で囲み、「有」の場合は、呼吸器、循環器、消化器、神経系等について、疾病の病名又は異常の状況を記入する。
４　「所見」欄は、「その他の疾病及び異常」欄が「有」の場合に、教員として勤務可能の程度を記入する。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第５号様式（第８条関係）

（表面）

履　　歴　　書

本　籍
住　所
（ふりがな）
氏　名

（　　年　　月　　日生）

学　　業	
年　　月　　日	
・　　・　　・	
・　　・　　・	
資　　格	
年　　月　　日	
・　　・　　・	
・　　・　　・	

（裏面）

職　　業	
年　　月　　日	
・　　・　　・	
・　　・　　・	
賞　　罰	
年　　月　　日	
・　　・　　・	
身上に関する事項	
年　　月　　日	
・　　・　　・	

上記のとおり相違ありません。
年　　月　　日

署名又は
記名押印

記載上の注意
１　「学業」の欄には、小学校の卒業以後の学歴をすべて記入すること。
２　「職業」の欄には、給与に関する事項を除いたすべての事項について記入すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第６号様式（第８条の２関係）

推　　薦　　書

年　　月　　日

北海道教育委員会　様

職氏名　　㊞

特別免許状授与のための教育職員検定の申出について次の者を推薦します。

１　推薦者の氏名

２　採用予定学校名

３　担当教科又は事項

４　採用予定年月日　　年　　月　　日

５　採用についての意見（推薦の理由）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第７号様式（第12条の２関係）

非 常 勤 講 師 採 用 届 出 書

年　　月　　日

北海道教育委員会　様

（所轄庁又は学校法人の理事長）　　㊞

教育職員免許法第３条の２第２項の規定により、次の者の採用を届け出ます。

設　置　者			
学　校　名			
所　在　地			
（ふりがな） 採用予定者氏名	（男・女）	生年月日	年　　月　　日生
資格及び免許			
教授又は実習を担任しようとする事項の内容	採用しようとする期間	週当たり担当時間数	
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
非常勤講師を必要とする理由及び上記の者を採用しようとする理由			

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第８号様式（第20条関係）

免許状更新講習修了による有効期間更新申請書

北海道教育委員会　様

年　　月　　日

（ふりがな　　） 署名又は記名押印	生年月日　　年　月　日	
勤務（予定）校・機関	職名	本籍地
現住所	電話番号	

※　職名・勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、次の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第９条の２第１項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

記

【有する免許状】

種　　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【注意事項】

１　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書）のいずれかを添付すること。

２　有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。

【更新前の有効期間】　　年　　月　　日

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者（大学・法人名）	履修認定年月日	対象免許種
必　修　領　域		年　　月　　日	
選択必修領域		年　　月　　日	
選　択　領　域		年　　月　　日 年　　月　　日 年　　月　　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

【注意事項】

１　開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること（開設者から修了証明書等を免許管理者に送付する場合は、不要）。

２　「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入（複数に○印を記載することも可能）すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第９号様式（第20条関係）

免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書

北海道教育委員会　様

年　　月　　日

（ふりがな　　） 署名又は記名押印	生年月日　　年　　月　　日	
勤務（予定）校・機関	職名	本籍地
現住所	電話番号	

※　職名・勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、次の２の免許状を有しており、次の１のとおり教育職員免許法施行規則第61条の４に規定する者に該当するため、教育職員免許法第９条の２第１項の規定に基づき、免許状更新講習の受講を免除の上で有効期間の更新を受けることを申請します。

記

１　免除事由

※　表彰を受けたことによる場合には、表彰を行った主体・表彰を受けた時期も記述すること。

２　有する免許状

種　　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【注意事項】

ア　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書）のいずれかを添付すること。

イ　有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。

３　更新前の有効期間　　年　　月　　日

〔証明者記入欄〕※上記１の免除事由に該当することの証明のため御記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の４に規定する者に該当することを証明する。

年　　月　　日　　（証　明　者　名）　　㊞

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第10号様式（第21条関係）

有　効　期　間　延　長　申　請　書

北海道教育委員会　様

年　　月　　日

（ふりがな　　） 署名又は記名押印	生年月日　　年　　月　　日	
勤務校・機関	職名	本籍地
現住所	電話番号	

私は、次の１のとおり教育職員免許法第９条の２第５項及び教育職員免許法施行規則第61条の５に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第９条の２第５項及び教育職員免許法施行規則第61条の６の規定に基づき、次の２の免許状の有効期間について
年　　月　　日まで延長を受けることを申請します。

記

１　延長事由

（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

２　有する免許状

種　　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【注意事項】
ア　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書）のいずれかを添付すること。
イ　有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。

３　延長前の有効期間　　年　　月　　日

〔証明者記入欄〕※上記１の延長事由に該当することの証明のため御記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の５に規定する事由に該当することを証明する。

年　　月　　日　　（証　明　者　名）　　㊞

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第11号様式（第22条関係）

更 新 講 習 修 了 確 認 申 請 書

北海道教育委員会　様

年　　月　　日

（ふりがな　　） 署名又は記名押印	生年月日　　年　月　日	
勤務（予定）校・機関	職名	本籍地
現住所	電話番号	

※　職名・勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、次の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第２条第２項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第９号）附則第９条第１項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

【有する免許状】

種　　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【注意事項】

１　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第２条第３項第３号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合にあっては修了確認期限延期証明書、更新講習を免除されている場合にあっては更新講習免除証明書）のいずれかを添付すること。

２　有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。

【更新前の修了確認期限】　　年　　月　　日

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者（大学・法人名）	履修認定年月日	対象免許種
必　修　領　域		年　　月　　日	
選択必修領域		年　　月　　日	
選　択　領　域		年　　月　　日 年　　月　　日 年　　月　　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

【注意事項】

１　開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること（開設者から修了証明書等を免許管理者に送付する場合は、不要）。

２　「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入（複数に○印を記載することも可能）すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第12号様式（第22条関係）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第２条第３項第３号の確認申請書

北海道教育委員会　様

年　　月　　日

（ふりがな　　） 署名又は記名押印	生年月日　　年　月　日	
勤務（予定）校・機関	職名	本籍地
現住所	電話番号	

※　勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、次の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第９号）附則第９条第１項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第２条第３項第３号に規定する確認を受けることを申請します。

記

【有する免許状】

種　　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【注意事項】

１　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第２条第３項第３号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合にあっては修了確認期限延期証明書、更新講習を免除されている場合にあっては更新講習免除証明書）のいずれかを添付すること。

２　有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者（大学・法人名）	履修認定年月日
必　修　領　域		年　　月　　日
選択必修領域		年　　月　　日
選　択　領　域		年　　月　　日 年　　月　　日 年　　月　　日

【注意事項】

開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること（開設者から修了証明書等を免許管理者に送付する場合は、不要）。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第13号様式（第23条関係）

修 了 確 認 期 限 延 期 申 請 書

北海道教育委員会　様

年　　月　　日

（ふりがな　　） 署名又は記名押印	生年月日　　年　　月　　日	
勤務校・機関	職名	本籍地
現住所	電話番号	

私は、次の２の免許状を有しており、次の１のとおり、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第９号）附則第７条に規定する事由に該当するため、同令附則第９条第１項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第２条第４項の規定に基づき、　　年　　月　　日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

１　延期事由

（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

２　有する免許状

種　　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【注意事項】

ア　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第２条第３項第３号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合にあっては修了確認期限延期証明書、更新講習を免除されている場合にあっては更新講習免除証明書）のいずれかを添付すること。

イ　有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。

３　延期前の修了確認期限　　年　　月　　日

〔証明者記入欄〕※上記１の延期事由に該当することの証明のため御記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第７条に規定する事由に該当することを証明する。

年　　月　　日　　（証　明　者　名）　　㊞

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第14号様式（第24条関係）

免許状更新講習免除申請書

北海道教育委員会　様

年　　月　　日

（ふりがな　　） 署名又は記名押印	生年月日　　年　　月　　日	
勤務校・機関	職名	本籍地
現住所	電話番号	

私は、次の２の免許状を有しており、次の１のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第９号）附則第10条第１項に規定する者に該当するため、同令附則第９条第１項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成20年法律第98号）附則第２条第５項括弧書の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

１　免除事由

※　表彰を受けたことによる場合には表彰を行った主体・表彰を受けた時期も記述すること。

２　有する免許状

種　　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【注意事項】

ア　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第２条第３項第３号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合にあっては修了確認期限延期証明書、更新講習を免除されている場合にあっては更新講習免除証明書）のいずれかを添付すること。

イ　有する免許状が上記以外にある場合は、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。

３　免除前の修了確認期限　　年　　月　　日

〔証明者記入欄〕※上記１の免除事由に該当することの証明のため御記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第１項各号に規定する者に該当することを証明する。

年　　月　　日　　（証　明　者　名）　　㊞

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第15号様式（第31条関係）

通　　知　　書

年　　月　　日

北海道教育委員会　様

所轄庁　　印

次のとおり、免許法第14条に定める事由に該当すると認めるので、通知します。

<table>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日生（　歳）</td><td>現住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">最終勤務学校名</td><td colspan="4"></td><td>当時の職名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="8">１　所有免許状</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許状の種類</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">免許状の教科</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">免許状の番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">授与年月日</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">授与権者</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="8">２　法第５条第１項第３号、第４号又は第７号に該当する場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">法第５条第１項第３号</td><td colspan="3">法第５条第１項第４号</td><td colspan="2">法第５条第１項第７号</td></tr>
<tr><td>成年被後見人、被保佐人の別</td><td></td><td>罪名
判決主文</td><td colspan="2"></td><td>結成又は加入した団体名</td><td></td></tr>
<tr><td>宣告を受けた年月日</td><td></td><td>判決宣告年月日</td><td colspan="2"></td><td>結成又は加入年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>裁判所名</td><td></td><td>判決確定年月日</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">この団体が法第５条第１項第７号に該当する理由</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>宣告を受けた理由</td><td></td><td>裁判所名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他の事項</td><td></td><td>その他の事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="8">３　法第10条第１項第２号、第３号、第11条第１項又は第２項に該当する場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">懲戒免職処分等の年月日</td><td colspan="2"></td><td>処分者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">処分の事由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

記載上の注意　法第５条及び第10条又は第11条の両方に該当すると認めた場合は、該当する事項の全部について記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第16号様式（第33条関係）

教育職員免許状書換申請書

年　　月　　日

北海道教育委員会　　様

本　籍

（郵便番号）
住　所

（ふりがな）
署名又は
記名押印

（　　年　　月　　日生）

年　　月　　日に次のとおり身上に変更があったので、免許状を書き換えてください。

１　変更前の本籍地及び氏名
　本籍地
　氏　名

２　変更後の本籍地及び氏名
　本籍地
　氏　名

３　書換する免許状

（添付書類）

記載上の注意　「（添付書類）」の部分には、添付する書類の目次を記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第17号様式（第33条関係）

教育職員免許状再交付申請書

年　　月　　日

北海道教育委員会　様

本　籍

（郵便番号）
住　所

（ふりがな）
署名又は
記名押印

年　　月　　日生

免許状を（破損）（紛失）したので、再交付してください。

再交付する免許状

免許状の種類	番　　号	教　　科	授与年月日	授　与　権　者	備　　考
				北海道教育委員会	
				北海道教育委員会	
				北海道教育委員会	
				北海道教育委員会	
				北海道教育委員会	

（添付書類）

記載上の注意「(添付書類)」の部分は、添付する書類の目次を記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第18号様式（第41条関係）

（〇〇学校）教諭特別免許状

（本籍地）

（氏　名）

（　　年　　月　　日生）

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより（左記の教科について）（〇〇学校）教諭特別免許状を授与する。

（記）

年　　月　　日

北海道教育委員会　印

（番号）

授与条件

有効期間の満了の日　　年　　月　　日

備考

一　「（〇〇学校）」の箇所には、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「特別支援学校自立教科」又は「特別支援学校自立活動」のように記入する。

二　「（左記の教科について）」及び「（記）」の箇所については、教科等の定めのない免許状の場合は記入しないこととする。

三　用紙の大きさは、日本工業規格A四横型とする。

別記第19号様式（第42条関係）

（〇〇学校）助教諭免許状

（本籍地）

（氏　名）

（　　年　　月　　日生）

右の者に教育職員免許法（第　条）の定めるところにより（左記の教科について）（〇〇学校）助教諭免許状を授与する。

（記）

年　　月　　日

北海道教育委員会　印

（番号）

授与条件

有効期間　この免許状を授与した日から三年間、北海道において有効

備考

一　「（〇〇学校）」の箇所には、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「特別支援学校自立教科」又は「特別支援学校自立活動」のように記入する。

二　「（第　条）」の箇所には、当該免許状を授与することとなる根拠規定（第五条、第十七条又は第十八条）を記入する。

三　「（左記の教科について）」及び「（記）」の箇所については、教科等の定めのない免許状の場合は記入しないこととする。

四　用紙の大きさは、日本工業規格A四横型とする。

別記第21号様式から別記第27号様式までを次のように改める。

別記第21号様式（第43条関係）

年度

教 育 職 員 免 許 状 原 簿

（免許状の種類）

第　　分冊

北 海 道 教 育 委 員 会

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４横型とする。

別記第22号様式（第44条関係）

教育職員免許状授与証明書交付申請書

年　　月　　日

北海道教育委員会　　様

（郵便番号）
住　　所

（電話番号）
（ふりがな）
署名又は
記名押印

次の免許状を授与した旨の証明書を交付してください。

免許状の番号	第　　号

免許状の種類	
免許状の教科等	
授与年月日	年　　月　　日
（ふりがな） 氏　　名	
生年月日	年　　月　　日
本籍地	
授与の根拠規定	（教育職員免許法第　　条第　　項別表第　　） （教育職員免許法施行法第　　条第　　項第　　号）
授与権者	北海道教育委員会
証明書を必要とする理由	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第23号様式（第44条関係）

第　　号

教育職員免許状授与証明書

本籍地
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日

上記の者に次の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
有効期間の満了の日又は修了確認期限		
備考		

年　　月　　日

北海道教育委員会　　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第24号様式（第45条関係）

副　　申　　書

年　　月　　日

北海道教育委員会　様

職氏名　　㊞

次のとおり、臨時免許状授与又は臨時免許状の特別支援教育領域の追加のための教育職員検定の申出について副申します。

１　申請者の氏名
２　採用予定学校名
３　採用しようとする職名
４　採用予定年月日
５　普通免許状を有する者を採用できない事情
６　申請者の採用についての意見

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第25号様式（附則第13項関係）

免許教科外教科担任許可申請書

年　　月　　日

北海道教育委員会　様

校　長　氏　名　　㊞
教科担任教諭
署名又は記名押印

教育職員免許法附則第２項の規定により、次の教科の担任を許可してください。

設置者	
学校名	
所在地	

教授を担任しようとする教科の名称	期間	週当たり担当時間数

上記の教授を担任しようとする理由

担任教諭の履歴及び所有する免許状

氏名	（男・女）	免許状の種類	
生年月日		免許状の教科	（　　）
最終卒業学校名		免許状の番号	
同上年月日		授与年月日	
現在校就任年月日		授与権者	

学級編制						教員数	
学年	1	2	3	4	計	教諭	
学級数						その他	
						非常勤講師	

免許教科別教員数

教科名	教員数	教科名	教員数	教科名	教員数	教科名	教員数
国語	（　）	保健体育	（　）	情報	（　）	福祉	（　）
社会	（　）	保健	（　）	情報実習	（　）	福祉実習	（　）
地理歴史	（　）	技術	（　）	農業	（　）	商船	（　）
公民	（　）	看護	（　）	農業実習	（　）	商船実習	（　）
数学	（　）	看護実習	（　）	工業	（　）	外国語（　）	（　）
理科	（　）	家庭	（　）	工業実習	（　）	外国語（　）	（　）
音楽	（　）	家庭実習	（　）	商業	（　）	外国語（　）	（　）
美術	（　）	職業	（　）	商業実習	（　）	宗教	（　）
工芸	（　）	職業指導	（　）	水産	（　）		（　）
書道	（　）	職業実習	（　）	水産実習	（　）		（　）

記載上の注意

1　「担任教諭の履歴及び所有する免許状」の「免許状の教科」の欄には、所有免許教科のほか、（　）に所有免許教科の週当たりの担当時間数を記入すること。

2　「免許教科別教員数」の申請する免許外教科の「教員数」の欄には、当該免許教科の教員数のほか、（　）に申請する免許外教科の週当たりの総時間数を記入すること。

3　担当時数が分かる週の時間割を添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

別記第26号様式（附則第14項関係）

（番号）

教　科　担　任　許　可　書

（学校名）
（職氏名）

上記の者に教育職員免許法附則第２項の規定により、当該学校において　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで次の教科の教授を担任することを許可します。

記

年　　月　　日

北海道教育委員会

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５縦型とする。

別記第27号様式（附則第15項関係）

実 務 に 関 す る 証 明 書

１　勤務者氏名及び生年月日
　氏名
　　年　　月　　日生

２　良好な成績（※）で勤務した期間等
　※長期の休職期間については、在職年数として認められません。
　勤務期間：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
　実労働時間：　　時間

３　施設の概要
　施設名：
　※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載をお願いします。
　認可等年月日：　　年　　月　　日
　※認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入してください。
　所在地：
　電話番号：

上記の者は、本施設において、上記のとおり保育士の実務経験を有する者であることを証明します。

年　　月　　日

施　設　名

証　明　者　　㊞

（注）特例の対象として認められる勤務期間等（３年かつ4320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務に関する証明書が必要になります。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦型とする。

附　則

１　この教育委員会規則は、平成31年４月１日から施行する。

２　この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育職員免許法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育職員免許法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成31年３月29日

北海道教育委員会教育長　佐　藤　嘉　大

北海道教育委員会規則第３号

災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則

災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則（昭和35年北海道教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「1,650円」を「1,930円」に改める。

附　則

この教育委員会規則は、別に教育委員会告示で定める日から施行する。

北海道立美術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成31年３月29日

北海道教育委員会教育長　佐　藤　嘉　大

北海道教育委員会規則第４号

北海道立美術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立美術館利用規則（平成４年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「(以下「近代美術館」という。)」を削る。

第７条の３第１項中「年間観覧料承認申請書」を「年間観覧申請書」に改める。

第９条第１項中「施設利用申請書」を「利用申請書」に改め、同条第２項中「施設利用承認書」を「利用承認書」に改める。

第10条第１項第３号中「2,030円」を「2,060円」に改める。

別記第１号様式から別記第７号様式までを次のように改める。

別記第１号様式（第７条の３関係）

年　間　観　覧　申　請　書

年　　月　　日

北海道立　　美術館長　様

申請者　学校名
代表者職氏名

次により、北海道立　　美術館の年間観覧をしたいので、北海道立美術館利用規則第７条の３第１項の規定により、申請します。

記

学　校　名	
学 校 種 別	
学　生　数	人
年間観覧料	円
備　　考	

備考
１　「北海道立」の次に美術館の名称を加える。
２　学校種別には、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等と記載する。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番縦型とする。

別記第２号様式（第７条の３関係）

年　間　観　覧　承　認　書

年　　月　　日

（申請者）　　様

北海道立　　美術館長　㊞

　　年　　月　　日申請の北海道立　　美術館の年間観覧を、次により承認します。

記

学　校　名	
期　　間	年　　月　　から 月間 年　　月　　まで
留意事項 北海道立美術館利用規則を守ること。	

備考
１　「北海道立」の次に美術館の名称を加える。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番縦型とする。

別記第３号様式（第８条関係）

観　覧　料　免　除　申　出　書

年　　月　　日

北海道立　　美術館長　様

申請者　住所
氏名

次により、北海道立　　美術館の観覧料の免除を受けたいので、北海道立美術館利用規則第８条第３項の規定により、申し出ます。

記

免除申出理由	
観覧日時	年　月　日（　曜日）　時
観覧者数	児　童　人　大　人　人 生　徒　人　小　人　人 引率者　人　計　人

備考
１　「北海道立」の次に美術館の名称を加える。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番縦型とする。

別記第４号様式（第９条関係）

利　用　申　請　書

年　月　日

北海道立　　美術館長　様

申請者　住所
氏名

次により、北海道立　　美術館の施設を利用したいので、北海道立美術館利用規則第９条第１項の規定により、申請します。

記

<table>
<tr><td>利用の目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>催しの名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用期間</td><td rowspan="3">年　月　日（　曜日）
から
年　月　日（　曜日）
まで　　日間</td><td>搬入</td><td>月　日　時から</td></tr>
<tr><td>展示</td><td>月　日から
月　日まで</td></tr>
<tr><td>搬出</td><td>月　日　時まで</td></tr>
<tr><td>入場料</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>館内での頒布物</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>利用施設（該当を○で囲む。）</td><td colspan="4">・特別展示室　・準備室　・講堂　・映像室　・造形室</td></tr>
<tr><td>使用器具</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考
1　「北海道立」の次に美術館の名称を加える。
2　「利用施設」欄の施設については、北海道立旭川美術館及び北海道立函館美術館にあっては「・展示室　・講堂」、北海道立帯広美術館にあっては「・展示室（Ａ・Ｂ）　・講堂」と読み替えて使用する。
3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番縦型とする。

別記第５号様式（第９条関係）

利　用　承　認　書

年　月　日

（申請者）　様

北海道立　美術館長　㊞

年　月　日申請の北海道立　美術館の施設の利用を、次により承認します。

記

利用の目的	
催しの名称	
利用期間	年　月　日（　曜日）から 日間 年　月　日（　曜日）まで
利用施設（該当を○で囲む。）	・特別展示室　・準備室　・講堂　・映像室　・造形室
使用器具	
留意事項 北海道立美術館利用規則を守ること。	

備考

1　「北海道立」の次に美術館の名称を加える。

2　「利用施設」欄の施設については、北海道立旭川美術館及び北海道立函館美術館にあっては「・展示室　・講堂」、北海道立帯広美術館にあっては「・展示室（Ａ・Ｂ）　・講堂」と読み替えて使用する。

3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番縦型とする。

別記第６号様式（第14条関係）

使　用　料　免　除　申　請　書

年　　月　　日

北海道立　　美術館長　様

申請者　住所
氏名

次により、北海道立　　美術館の施設の使用料の免除を受けたいので、北海道立美術館利用規則第14条第２項の規定により、申請します。

記

利用の目的	
催しの名称	
利用期間	年　　月　　日（　　曜日）　　時から 年　　月　　日（　　曜日）　　時まで
催しの概要	
利用施設（該当を○で囲む。）	・特別展示室　・準備室　・講堂　・映像室　・造形室
免除を受けようとする理由	
免除額の算出基礎	

備考
1　「北海道立」の次に美術館の名称を加える。
2　「利用施設」欄の施設については、北海道立旭川美術館及び北海道立函館美術館にあっては「・展示室　・講堂」、北海道立帯広美術館にあっては「・展示室（Ａ・Ｂ）　・講堂」と読み替えて使用する。
3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番縦型とする。

別記第７号様式（第14条関係）

使　用　料　免　除　書

年　　月　　日

（申請者）　　様

北海道立　　美術館長　㊞

　　年　　月　　日申請の北海道立　　美術館の施設の使用料の免除を、次により承認します。

記

利用の目的	
催しの名称	
利用期間	年　　月　　日（　　曜日）　　時から 年　　月　　日（　　曜日）　　時まで
利用施設（該当を○で囲む。）	・特別展示室　・準備室　・講堂　・映像室　・造形室
免除の理由（該当を○で囲む。）	北海道立美術館利用規則第14条第１項 ・第１号該当 ・第２号該当
留意事項 北海道立美術館利用規則を守ること。	

備考

１　「北海道立」の次に美術館の名称を加える。

２　「利用施設」欄の施設については、北海道立旭川美術館及び北海道立函館美術館にあっては「・展示室　・講堂」、北海道立帯広美術館にあっては「・展示室（Ａ・Ｂ）　・講堂」と読み替えて使用する。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番縦型とする。

附　則

１　この教育委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第１項第３号の改正規定は、平成31年10月１日から施行する。

２　この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の北海道立美術館利用規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の北海道立美術館利用規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立文学館利用規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成31年３月29日

北海道教育委員会教育長　佐　藤　嘉　大

北海道教育委員会規則第５号

北海道立文学館利用規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立文学館利用規則（平成６年北海道教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第９条中「3,520円」を「3,580円」に改める。

別記第１号様式中「平成　年　月　日」を「　　年　月　日」に改める。

別記第１号様式の２中「平成　年　月　日」を「　　年　月　日」に改め、同様式末尾欄外備考中「Ａ列４版」を「Ａ列４番」に改める。

別記第３号様式中「平成　年　月　日」を「　　年　月　日」に改める。

附　則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第９条の改正規定は、平成31年10月１日から施行する。

北海道立釧路芸術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成31年３月29日

北海道教育委員会教育長　佐　藤　嘉　大

北海道教育委員会規則第６号

北海道立釧路芸術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立釧路芸術館利用規則（平成10年北海道教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第９条中「3,520円」を「3,580円」に改める。

別記第１号様式中「平成　年　月　日」を「　　年　月　日」に改める。

別記第１号様式の２中「平成　年　月　日」を「　　年　月　日」に改め、同様式末尾欄外備考中「Ａ列４版」を「Ａ列４番」に改める。

別記第３号様式中「平成　年　月　日」を「　　年　月　日」に改める。

附　則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第９条の改正規定は、平成31年10月１日から施行する。

教　育　長　訓　令

北海道教育委員会教育長訓令第４号

庁　中　一　般

教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成31年３月29日

北海道教育委員会教育長　佐　藤　嘉　大

教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁文書管理規程（平成10年北海道教育委員会教育長訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第11条の２第１項第５号中「その他道の重要な政策事項に係る会議」を「の会議その他の会議」に改める。

附　則

この教育長訓令は、平成31年４月１日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第５号

庁　中　一　般
所　管　機　関
（道立学校を除く。）

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成31年３月29日

北海道教育委員会教育長　佐　藤　嘉　大

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

所管機関文書管理規程（平成17年北海道教育委員会教育長訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第10条第１項第３号中「その他重要な会議」を「の会議その他の会議」に改める。

附　則

この教育長訓令は、平成31年４月１日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第６号

庁　中　一　般
道　立　学　校

免許状事務処理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成31年３月29日

北海道教育委員会教育長　佐　藤　嘉　大

免許状事務処理規程の一部を改正する教育長訓令

免許状事務処理規程（昭和37年北海道教育委員会教育長訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第２条を次のように改める。

第１条及び第２条　削除

第５条第２項中「別記第４号様式」を「別記第１号様式」に、「別記第５号様式」を「別記第２号様式」に改める。

第７条第２項中「別記第４号様式の２」を「別記第３号様式」に、「別記第６号様式」を「別記第４号様式」に改める。

第７条の２中「施行規則第65条の７」を「教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第65条の10」に、「第65条の８」を「第65条の11」に改める。

第８条を次のように改める。

（証明書の発行）

第８条　総務政策局教職員課は、教育職員免許状授与証明書発行簿（以下「発行簿」という。）を備えなければならない。

２　前項の発行簿は、別記第５号様式による用紙に別記第６号様式による表紙を付けてつづったものとする。

３　発行簿の受付番号は、教育職員免許状授与証明書の発行の逐次番号とし、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第９条及び第10条を削る。

別記第６号様式から別記第８号様式までを削り、別記第１号様式から別記第５号様式までを次のように改める。

別記第１号様式（第５条関係）

許可年月日	令達番号	許可を受けた者		許可した教科	許可期間	当たり週時間数
	整理番号	学校	氏名			
・　・					・　・ ～ ・　・	
・　・					・　・ ～ ・　・	
・　・					・　・ ～ ・　・	
・　・					・　・ ～ ・　・	
・　・					・　・ ～ ・　・	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番縦型とする。

別記第２号様式（第５条関係）

年度

免 許 外 教 科 担 任 許 可 記 録 簿

（総務政策局教職員課又は教育局名）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番縦型とする。